

大阪府子どもを性犯罪から守る条例の運用状況について

【大阪府子どもを性犯罪から守る条例にかかる運用状況】

○大阪府内での13歳未満に対する声かけ等事案の認知状況

年	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	624	617	679	842	781	834	943	1036	894	717	589

※ 「声かけ等」とは、性犯罪の前兆事案とみられる声かけ、つきまとい等をいう。

○ 条例にかかる検挙件数（平成24年10月～令和4年3月）

	第八条 第一号関係	第八条 第二号関係	第九条 第一号関係	第九条 第二号関係	計
検挙件数	0	0	0	8	8

○ 届出の状況（平成24年10月～令和4年3月）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
人数	8名	21名	11名	32名	24名	25名	18名	21名	18名	19名	25名	222名
比率	3%	9%	5%	14%	11%	11%	8%	10%	8%	9%	11%	

※ H24年度は平成24年10月～平成25年3月までの数字

※ 比率は小数点以下を四捨五入（以下、同じ）

①年代別の届出者数（平成24年10月～令和4年3月）

年度	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
人数	27名	70名	67名	40名	10名	8名	222名
比率	12%	32%	30%	18%	6%	4%	

※ 年代は届出時の年齢（以下、同じ）

②主要罪名別の届出者数

主要 罪名 年代	強制 わいせつ	強姦	児童 ポルノ	集団強姦	強盗強姦	略取誘拐	合計
20代	17名	5名	2名	1名	1名	1名	27名
30代	43名	14名	7名		2名	4名	70名
40代	35名	23名	6名	1名		2名	67名
50代	26名	10名				4名	40名
60代	4名	3名	3名				10名
70代	5名	2名				1名	8名
人数	130名	57名	18名	2名	3名	12名	222名
比率	59%	26%	8%	1%	1%	5%	

<主要罪名・凡例>

※個々の主要罪名に（ ）内の罪名を集約し、計上。

- 強制わいせつ（強制わいせつ、準強制わいせつ、強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ致死傷、強制わいせつ未遂、準強制わいせつ未遂）
- 強姦（強姦、準強姦、強姦致死傷、準強姦致死傷、強姦未遂、準強姦未遂）
- 集団強姦（集団強姦、集団強姦致死傷、集団強姦未遂）
- 強盗強姦（強盗強姦、強盗強姦致死、常習強盗強姦、強盗強姦未遂）
- 略取・誘拐（営利目的等略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐未遂）
- 児童ポルノ（児童ポルノ製造罪）

また、届出の罪名が複数あった場合は、罰則が最も重い罪名を主要罪名とした。

（例）届出の罪名が、強姦と強制わいせつの場合、主要罪名は罰則の重い「強姦」で計上。

○ 年度別の支援率、対象者数及び支援回数など

年度（ア）	届出者数①	新規対象者数② （累計）	支援率 （②÷①）	延支援回数（イ）	月平均 支援回数 （（イ）÷（ア））
H 2 4 (10~3月)	8	5 (5)	63%	14	2.3
H 2 5	21	12 (17)	57%	84	7
H 2 6	11	5 (22)	45%	94	7.8
H 2 7	32	13 (35)	41%	137	11.4
H 2 8	24	10 (45)	42%	175	14.6
H 2 9	25	4 (49)	16%	174	14.5
H 3 0	18	5 (54)	28%	160	13.3
R 1	21	6 (60)	29%	170	14.1
R 2	18	6 (66)	33%	160	13.3
R 3	19	6 (72)	32%	168	14
R 4	25	8 (80)	32%	125	10.4
合計	222	80	36%	1461	11.7

○ その他 条例 12 条（住所等の届出義務）違反… 1 件

（概要）

令和 3 年 8 月に初めて同条にかかる違反者に対する過料処分（5 万円）を行っている。この違反者は 18 歳未満への性犯罪で服役し、令和元年 12 月に刑務所を出所したが、令和 3 年、女子児童 2 人の体を触ったとして、強制わいせつ容疑で府警に逮捕された。その後、府内に居住していたものの、届け出をしていないことが判明し、府警から通報を受けた当府が 8 月 6 日付で過料を科した。